

- 工事排水等(臨時排水)に伴う下水道使用料に係る減免に関する取扱要綱

苫小牧市上下水道部下水道課

工事排水等(臨時排水)に伴う下水道使用料に係る減免に関する取扱要綱

(平成13年10月24日下水道部長決裁の一部変更)の一部改訂

1. 目的

この要綱は、苫小牧市下水道条例(昭和34年条例第21号以下、「条例」という。)第12条の2, 3に規定する工事用の排水(以下、「臨時排水」という。)により、公共下水道を使用する場合に必要な事項を定める。

第13条に規定する使用料の全部若しくは、一部の減免に関し、臨時排水に係る下水道使用料の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 使用の要件

公共下水道に排出される汚水のうち、臨時排水については、次の各号に定める要件を具備するものでなければならない。

- (1) 各排出口に沈殿槽を設置し、排出量を測定できる三角せきが設けられていること。
- (2) 沈砂槽の出口から排出される工事排水が、浮遊物質30ppm以下であること。
- (3) その他、必要な測定ができる装置が設けられていること。

3. 使用許可申請の手続き

臨時排水の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を沈砂槽単位に提出しなければならない。

- (1) 公共下水道臨時使用願(臨時様式第1号)及び給水装置の臨時用使用届(臨時様式第2号)
- (2) 排出口及び沈砂槽設置箇所並びにポンプ位置を明らかにした排水系統図
- (3) 水質試験分析結果報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

許可が妥当であると認めたときは、公共下水道臨時使用許可書(臨時様式第3号)を申請者に交付する。

4. 使用料の算定

「臨時排水」は、条例第10条の規定による業務用の下水道使用料として算定する。

5. 使用料の減免申請の手続き

臨時排水に係る下水道使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料(臨時排水)減免申請書(臨時様式第6号)を提出しなければならない。

6. 使用料の減免

市長は、下水道使用料減免申請書の内容を審査の上、条例第13条(注)に基づき、

下水道使用料を減免することができる。

減免することを決定した場合、申請者に対し、下水道使用料（臨時排水）減免決定通知書（減免様式第7号）を交付する。

（※注）

条例第13条：（使用料の納期限の延長及び減免）

市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、その納期限を延長し、又はその全部、若しくは一部を減免することができる。

条例第13条に基づいて減免する場合は、下記のとおりとする。

（1）合流管渠及び分流式管渠の污水管に排出する場合

減免の対象	減免の別	減免率
苫小牧市	市発注工事	使用料の 0%
国・道	各発注工事	使用料の 0%
民間	開発行為等も含む	使用料の 0%

但し、下水道工事及びそれに関連する道路工事については、100%減免する。

（2）分流式管渠の雨水管に排出する場合

減免の対象	減免の別	減免率
苫小牧市	市発注工事	使用料の 80%
国・道	各発注工事	使用料の 80%
民間	開発行為等も含む	使用料の 80%

但し、下水道工事及びそれに関連する道路工事については、100%減免する。

なお、市発注工事において、特殊なケースの場合、事前に、担当課と協議すること。

7. 使用料の精算

条例第12条第3項に基づき使用完了後すみやかに排水日誌（臨時様式第4号）及び公共下水道臨時使用料金算出書（臨時様式第5号）により算出された水量で精算を行うものとする。（この場合、計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てる）精算結果は、下水道使用料（臨時排水）決定通知書（臨時様式第10号）を申請者に交付し通知する。また、申請者は、臨時排水が生じなかった場合、公共下水道臨時排水不要報告書（臨時様式第11号）を提出しなければならない。

（1）排水日誌の記入については、下記のとおりとする。

- a) 沈砂槽（ノッチタンク）の直角三角せきの実測
- b) 排水量に時間変動のある場合又は、間欠排水のある場合等、変動に応じた計測をし、排水時間を記録する。
- c) 排水期間中、おおむね1～2回/日程度の計測を行い記録する。
- d) 担当課職員立ち会いによる計測値は、いずれの場合にも優先するものとする。

延長を認めた場合、申請者に対し、公共下水道臨時排水使用許可書（期間延長）（臨時様式第9号）を交付する。

8. 使用期間の延長

申請者は、公共下水道の使用期間が申請期間を超える場合、使用期限（臨時排水）延長願（臨時様式第8号）を提出すること。

9. その他

申請者は、臨時排水における下水道への排出に伴い電気料や損料などが発生する場合、その費用相当額を別途支払わなければならない。

なお、詳細については上下水道部水道窓口課給排水係と事前に協議すること。

附則（平成14年4月1日一部改正）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成20年4月1日一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月1日一部改正）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則（平成27年5月1日一部改正）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則（令和3年8月31日一部改正）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。